

# 東京農工大学職員組合 労働金庫委員会規定

## 第一章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規定は組合規約第 5 条 5 項の趣旨及び 1998 年中央大会の決定にもとづき、組合及び組合員の福祉・財政活動の重要な一環として、組合員が中央労働金庫（以下労金という）を利用するに際し、労金利用を公平かつ円滑に運用することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この委員会は東京農工大学職員組合労働金庫委員会と称する。（以下労金委員会という）

(活 動)

第 3 条 この労金委員会は労金に関する次の事項の活動を行う。

- (1) 労金に関する啓蒙宣伝
- (2) 組合員及びその家族の預金の推進ならびに取り扱い
- (3) 組合員借入の申し込みの受付、審査、手続き、管理および償還に関する事項
- (4) その他必要事項

(事務取扱い)

第 4 条 前条の日常発生する事務処理は組合書記局が当たり、労金委員会委員長が統括する

(委 員)

第 5 条 労金委員会は委員 8 名を持って構成する。

- 2 労金委員は中央執行委員より 4 名（少なくとも三役の内 1 人を含むものとする）、組合員より 4 名を中央大会で選出する。
- 3 労金委員長は中央執行委員より選出された委員の中より選出する。組合員の中より選ばれる委員数は、単位職場の変動により増減することができる。
- 4 労金委員会の任期は組合規約第 23 条（役員の任期）を準用する。但し 3 年を限度にして留任をさまたげない。

(委員会の開催)

第 6 条 労金委員会は少なくとも 6 ヶ月に一度開催し、第 3 条に定められた活動の執行及び点検を行う。また、労金委員長が必要と認めるときは随時開催することができる。労金委員長は過半数の委員の要求があれば、本委員会を開催しなければならない。

第 7 条 労金委員会は 5 名以上の出席を以って成立し、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を以って承認する。代理は認めない。

(労金と協議)

第 8 条 労金委員会は年 2 回、3 月および 9 月に当組合の労金取引現状、将来の展望などについて検討し、労金利用促進方針などについて労金と協議する。

## 第二章 預 金

(預金の種類)

第 9 条 第 3 条第 2 項の預金は、労金で取扱う各種預金とする。

(積 立)

第 10 条 労金から借入れした者が完済した場合は、今までの月返済金の半額以上の積立を返済期間と同年数以上にわ

たつて（最長5年）預金することが望ましい。

### 第三章 借 入

#### （借入の申込）

第11条 労金から借入れを希望する組合員は、所定の用紙に必要事項記入の上、労金委員会に申込みものとする。

2 連帯保証人は、原則として保証協会とする。ただし、個人組合員等も連帯保証人としてすることができる。

第12条 組合員は労金で定めた貸付種類及び金額の範囲内で借入れを利用することができる。

2 借入完済までは途中で再度借入れはできない。但し特別の事情のあるときは、労金委員会は労金と協議し再借入の手続きをとることができる。

#### （審 査）

第13条 労金委員会は借入れの申込を受けた場合、速やかに審査し、決定事項を当該組合員に連絡する。労金委員会は、審査の結果を中央執行委員会（中執）に報告し、承認の場合には承認書（様式三）を提出する義務がある。

#### （労金への申込）

第14条 借入れを希望する組合員に対して労金委員会が借入れを承認した場合には、当該組合員が直接労金に申し込みを行なうものとする。

#### （返 済）

第15条 借入金の返済は労金の定めるところによる。

2 借入れた者は毎月9日までに所定の返済金を直接労金へ返済しなければならない。

3 労金委員会は借入れた者の返済状況を掌握し、問題が生じた場合には適切な措置を講じなければならない。

#### （借入金優先返済）

第16条 借入者が債務を完済しないうちに、退職、長期欠勤、休職あるいは組合員の資格を失った場合は、本人の賃金、退職金、その他の給付金を他に優先させて労金の債務の返済に充当しなければならない。

### 第四章 啓蒙宣伝活動

#### （宣伝物の配布）

第17条 労金委員会は労金等の作成配布する宣伝用ポスター、チラシ類を適宜組合員へ掲示又は配布し、その他の必要に応じ組合情宣部と共同して労金等の利用活発化のために、組合員への宣伝活動を行うものとする。

2 労金委員会は労金等の取扱内容に変更等のあったときは、組合員へその内容を伝達しなければならない。

#### （説明会等の開催）

第18条 労金委員会は労金と共同して、労金等の利用に関連して、組合員のために説明会、相談会等を開くものとする。

#### （委員会及び各級機関との連絡）

第19条 労金委員会は中央大会、中央執行委員会等に労金の利用状況、活用方針等を報告し、説明しなければならない。

### 第五章 事業の監査

第20条 この委員会の行う活動の監査は、労金監査委員によって帳簿、預金通帳、現金関係証書類、委員会議事録その他について年2回行う。但し、必要ある場合は随時行うことができる。

2 監査の結果はこれを中央執行委員会及び中央大会に報告しなければならない。

3 労金監査委員は組合の会計監査委員が兼務する。

## 第六章 付 則

(規定の解釈)

第 21 条 本規定に疑義が生じた場合は中央執行委員会の解釈による。

(規定の改廃)

第 22 条 本規定の改廃は中央大会の決議によらなければならない。

(実 施)

第 23 条 本規定は 1989 年 1 月 1 日より実施する。

1988 年 12 月 15 日 制 定

1989 年 12 月 15 日 一部改正

1992 年 12 月 11 日 一部改正

1994 年 1 月 12 日 一部改正

2005 年 12 月 1 日 一部改正